

公益財団法人世田谷区保健センター組織規程

昭和52年1月31日
財世保規程第2号

(通則)

第1条 公益財団法人世田谷区保健センター（以下「財団」という。）の業務を処理するために必要な組織に関する事項は、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(組織)

第2条 財団に事務局を置く。

2 事務局の組織は次のとおりとする。

管理課

医務課

専門相談課

全部改正 [平成4年規程1号]

一部改正 [平成12年規程2号・14年1号・18年1号・19年3号・21年3号・
21年6号・23年度8号・27年度6号・30年度1号]

(職及び職責)

第3条 事務局に局長及び課長を置く。

2 前項の職に充てるものは、上司の命を受け分掌事務を掌理するとともに、所属職員を指揮し、事務または業務の円滑な推進を図らなければならない。

3 第1項に定める職のほか、財団に所長を置く。

4 所長は医療業務の管理を行う。

5 事務局には副参事を置くことができる。

6 副参事は、上司の命を受け、担当の事務を掌理する。

全部改正 [平成4年規程1号]

一部改正 [平成12年規程2号・18年1号・21年3号・21年6号・23年度8号
24年度5号・30年度1号・令和元年度5号]

(事務分掌)

第4条 事務局の事務分掌は次のとおりとする。

管理課

(1) 財団の組織及び運営の基本的事項に関すること。

(2) 会計経理及び財産に関すること。

(3) 職員の労務及び福利厚生に関すること。

(4) 計画・立案に関すること。

医務課

(1) 検診及び検査に関すること。

(2) 事業の計画・立案・実施に関すること。

専門相談課

- (1) 専門相談課の組織及び運営に関すること。
- (2) 障害者（児）に関する相談支援事業の計画・立案・実施に関すること。

追加 [平成12年規程2号・18年1号・19年3号]

一部改正 [平成21年3号・23年度8号・27年度6号・30年度1号
・令和元年度5号]

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、昭和52年2月1日から施行する。

付 則（平成元年3月15日規程第3号）

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

付 則（平成4年3月11日規程第1号）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成12年5月25日規程第2号）

この規程は、平成12年5月25日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成14年3月14日規程第1号）

この規程は、平成14年3月14日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月30日規程第1号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規程第3号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日規程第3号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月17日規程第6号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月1日規程第8号）

この規程は、平成23年2月1日から施行する。

附 則（平成24年3月1日規程第8号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月8日規程第5号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月2日規程第6号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月7日規程第1号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月28日規程第5号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。